

平成21年度  
事業計画ならびに予算書

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

## 目 次

平成 2 1 年度	社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	事業計画.....	1 ~ 1 5
平成 2 1 年度	社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	予算概要.....	1 6 ~ 6 6

### 【一般会計】

経理区分名	事業計画（ページ）	予 算（ページ）
1．法人運営事業	2	1 9
2．ボランティア活動推進事業	3	2 6
3．小地域ネットワーク活動推進事業	4	2 8
4．助成事業	5	3 0
5．献血推進事業	5	3 1
6．福祉サービス利用援助事業	6	3 2
7．精神保健福祉推進事業	6	3 4
8．生活福祉資金貸付事業	7	3 6
9．住宅改造助成調査事業	7	3 7
10．善意銀行事業	8	3 9
11．共同募金配分金事業	8	4 0
12．居宅介護等事業	9	4 1
13．移動支援事業	9	4 4
14．総合福祉センター管理運営事業	9	4 6
15．知的障害者施設管理運営事業	1 0	4 8
16．共同生活援助・介護事業	1 1	5 1
17．障害者活動支援事業	1 1	5 3
18．障害児等療育支援事業	1 2	5 4
19．父子家庭日常生活支援事業	1 2	5 5
20．地域包括支援センター事業（第 1・2 圏域）	1 2	5 6
21．コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業	1 3	6 0
22．地域活動支援センター事業	1 4	6 2

### 【特別会計】

経理区分名	事業計画（ページ）	予 算（ページ）
1．総合福社会館管理運営事業	1 5	6 4

平成21年度  
社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会  
事業計画

平成20年度は、介護保険法及び障害者自立支援法の報酬改正等、若干の明るい兆しが見えたものの、秋からの世界同時不況が社会福祉にも多大な影響を与え、不透明な状況となっています。本会においても数年来、非常に厳しい経営状況が続く中、平成19年に策定した「経営戦略プログラム」の3本柱と5目標に従い、組織・事業・財務の強化を図ってきました。今年度は5年の計画期間の中間年となり、当初の予定通り、法人経営部会による計画の見直しを行います。

「枚方市立くすの木園」と「枚方市総合福祉センター」の2施設は、平成21年度より引き続き指定管理者として選定されました。「枚方市立くすの木園」は3年間、「枚方市総合福祉センター」は5年間の委託を受け、これまでの管理運営実績と経験を発揮しつつ、さらなるサービス向上を目指します。

枚方市地域包括支援センターは、今年度から、これまでの7か所から13か所に拡大され、本会も事業者公募に応募し、新たに2か所目を受託しました。新拠点は牧野地域を中心とした第2圏域を担当エリアとし、これまでの楠葉エリアに引き続き、本会の地域福祉実績を生かした、包括的支援事業と介護予防支援事業を行います。同時に、本会が運営する地域包括支援センターの名称を、第1圏域は「地域包括支援センター 社協こもれび」、第2圏域は「地域包括支援センター 社協ふれあい」と、より親しみやすい名称に変更しました。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)配置促進事業は、北エリアと東エリアの校区福祉委員会担当ワーカーが兼務していましたが、今年度から4エリアの担当ワーカーが、それぞれのエリアでCSWを兼務し、これまで培ってきた校区福祉委員会を中心とする地域福祉ネットワークを最大限に生かしながら、CSWの特徴である個別支援・相談機能の役割を担います。社協が市内全域のCSWを担うことは他市でもほとんど例がなく、より地域に密着した支援体制の確立を目指します。

小地域ネットワーク活動推進事業は、今年度より校区コミュニティ協議会が助成窓口となりました。本会としてはこれまでと変わらず校区福祉委員会を中心とした地域福祉活動を推進しますが、同時にCSWの立場による校区コミュニティ協議会との連携強化を図り、小地域ネットワーク活動をより一層推進していきます。

地域福祉活動の推進においては、「第3次枚方市地域福祉活動計画」の総括を行い、校区福祉委員会や関係機関・団体と連携・協力し「第4次枚方市地域福祉活動計画」を策定します。策定にあたっては、枚方市の行政計画「第2次枚方市地域福祉計画」との策定プロセスの連携、及び、計画内容の整合性と役割分担を慎重に検討しながら、枚方市のより良い地域福祉活動指針を作り上げることを目指します。

<p>経 理 区 分</p>	<p>1 . 法人運営事業</p>
<p>基 本 方 針</p>	<p>本会の運営理念である「誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくり」の実現をめざし、経営戦略プログラムに定めた5つの行動目標と事業強化計画・組織強化計画・財務強化計画を推進する。また、法人経営部会において、策定3年目となる経営戦略プログラムの中間見直しを行う。</p> <p>今年度が最終年度となる「第3次地域福祉活動計画」の総括を行うとともに、「第2次地域福祉計画」を策定する枚方市と緊密な連携を図りながら、「第4次地域福祉活動計画」を策定する。</p>
<p>実 施 事 業</p>	<p>1 . 経営戦略プログラムの推進  3部会の定例開催による課題の検討と共有  理事会（法人経営部会）による進行管理  広報の強化  事務局調整会議・課題別検討会議の開催  職員人事考課制度の再構築  職員提案制度の推進  住民会費・法人賛助会費の増強  学術研究機関との連携強化  経営戦略プログラムの中間見直し</p> <p>2 . 第4次地域福祉活動計画の策定  行政計画との策定体制の連携  行政計画「第2次地域福祉計画」内容との連携</p> <p>3 . 広報活動の強化  社協だよりの発行  社協オフィシャルサイトの内容充実  リーフレットの充実・作成  枚方市総合福祉センターホームページの開設  校区福祉委員会ホームページの開設</p> <p>4 . 枚方市民生委員児童委員協議会の運営支援  5 . 枚方市赤十字奉仕団の運営支援  6 . 枚方地区募金会の運営支援  7 . 枚方地区保護司会の運営支援</p>

<p>経理区分</p>	<p>2. ボランティア活動推進事業</p>
<p>基本方針</p>	<p>ボランティア・市民活動は、分野・方法・担い手等、範囲が広がり続けている。昨年度、全国ボランティア活動振興センターより『第3次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン』が示され、今日的な課題に取り組む上での重点課題3項目と、全国共通にボランティアセンターが取り組む重点事業4事業が具体的に示され取り組むこととなった。</p> <p>ボランティアセンターは、ボランティア・市民活動をより発展させるために「5カ年プラン」「第3次地域福祉活動計画」「経営戦略プログラム」等に基づき、急激に変化する社会環境にあった進むべき方向性や当面の課題解決に向けた年次計画に基づく事業に取り組む。</p>
<p>実施事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ボランティア・市民活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>各種講座・研修会の開催</li> <li>ボランティアセンター運営委員会の開催</li> <li>ボランティア活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ボランティア相談、コーディネート</li> <li>2) ボランティア保険加入手続き</li> <li>3) ボランティア・市民活動グループの育成・運営支援</li> <li>4) ボランティアリーダー、アドバイザーの育成</li> <li>5) NPO等各種関係機関との連携・協働</li> </ol> </li> <li>小地域福祉活動でのボランティアの参加支援</li> </ul> </li> <li>2. 情報機能の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発活動、情報収集・提供</li> <li>ボランティアセンターホームページの運用</li> <li>関係分野の情報収集・動向把握</li> </ul> </li> <li>3. 福祉教育の地域展開の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の学びの支援と啓発の基盤づくり</li> <li>各種学校との連携、学びの提案</li> <li>福祉教材の貸出</li> </ul> </li> <li>4. 災害ボランティアセンターの整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害ボランティア活動の推進・支援体制づくり</li> <li>災害時要援護者避難支援事業の推進</li> <li>市関係機関・団体とのネットワーク化</li> </ul> </li> </ol>

<p>経 理 区 分</p>	<p>3 . 小地域ネットワーク活動推進事業</p>
<p>基 本 方 針</p>	<p>高齢者、障害者（児）、子育て中の親子などが、地域で安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を小地域で行う体制を整備することを目的とした「小地域ネットワーク活動」を校区福祉委員会を中心に、より一層推進する。</p> <p>本事業も今年度で12年目を迎え、市内45全校区の福祉委員会と連携して、福祉課題を抱える地域住民の支援体制の充実・強化を図る。</p> <p>また、「第3次地域福祉活動計画」の行動課題を全校区において着実に実現するため、各校区の進捗状況の把握とふりかえりを行う。</p>
<p>実 施 事 業</p>	<p>1 . 小地域ネットワーク活動の推進  個別援助活動の推進  グループ援助活動の推進  校区福祉委員会活動の推進</p> <p>2 . 校区福祉委員会各種研修会・交流会の開催  活動者研修会の開催  リーダー研修会の開催  会計担当者研修会の開催  活動者交流会の開催</p> <p>3 . 校区福祉委員会協議会の円滑な運営  役員会・全体会議の開催  エリア会議の開催  各種研修会の開催  第3次地域福祉活動計画の実施・協力  社協事業との連携・協力  地域包括支援センターへの協力、参加  いきいきネット相談支援センターへの協力、参加  薬物乱用防止啓発活動の実施・協力  関係機関・団体等の事業への協力、参加</p>

経 理 区 分	4 . 助成事業
基 本 方 針	ひとり暮らし老人会などの当事者組織や各種団体が円滑な組織運営・福祉活動が実施できるように助成を行う。
実 施 事 業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 福祉団体・福祉団体連絡会への助成</li> <li>2 . ひとり暮らし老人会への助成</li> <li>3 . 各種団体への助成</li> <li>4 . 長期入院患者への助成</li> </ol>

経 理 区 分	5 . 献血推進事業
基 本 方 針	<p>市内における献血の推進と献血思想の普及を目的に、関係機関・団体で組織された「献血推進協議会」を中心に、各種事業を展開する。</p> <p>今年度は、400ml献血・成分献血の推進を図るとともに、常設の「枚方市駅献血ルーム」の広報活動を展開し、関係機関・団体等との連携を密に、昼間人口の少ない校区献血や高校生・大学生など若年層の献血推進に重点をおき、活動の充実・強化を図る。</p>
実 施 事 業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 献血推進協議会の開催 各種関係団体・機関で構成されている協議会組織の特性を活かし、より効果的な献血活動の推進を目的に開催する。</li> <li>2 . 広報活動 「広報ひらかた」「社協だより」に献血予定を定期的に掲載年間を通じた血液事業に関する情報の収集と提供</li> <li>3 . 街頭啓発活動の実施 夏期及び冬期の献血者が著しく減少する時期に、献血思想の普及を図り、少しでも多くの献血者を確保するため、街頭キャンペーンを実施する。 (夏期7月～8月、冬期12月～1月)</li> <li>4 . 校区福祉委員会との連携 校区福祉委員会主催の献血活動に対し、広報活動など積極的に援助・協力するとともに、献血に関する必要な情報提供を行う。</li> <li>5 . 関係機関・団体等との連携 関係機関・団体等との連絡調整を図り、組織的な活動を展開し効果的な献血推進活動を展開する。</li> </ol>

経 理 区 分	6 . 福祉サービス利用援助事業
基 本 方 針	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力の十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助を行ったり、日常的な金銭管理等の援助を行うことを通じて、地域での自立した生活を支援し、もってそれらの人の権利擁護を図る。
実 施 事 業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 福祉サービスの利用援助 ( 情報提供、相談、代行、代理等 )</li> <li>2 . 日常的な金銭管理サービス ( 預貯金の出し入れ、公共料金等の支払代行等 )</li> <li>3 . 書類等預かりサービス ( 印鑑、各種証書等を貸金庫に保管 )</li> <li>4 . 福祉サービス利用援助事業監査委員会の運営</li> <li>5 . 大阪弁護士会等各種関係機関との連携</li> </ol>

経 理 区 分	7 . 精神保健福祉推進事業
基 本 方 針	<p>ストレス社会と言われる今日、「心の健康」に関する市民の関心はますます高くなっている。</p> <p>このような状況の中、昭和46年に枚方市が制定した『精神衛生都市宣言』の趣旨を踏まえ、関係機関と連携を図り、精神保健福祉に関する正しい知識の普及・啓発と市民のだれもが心の健康を維持できるような「心の健康づくり」を目的に活動を推進する。</p> <p>また、こころに病のある人とその家族等の当事者活動への支援とボランティアの養成、及び活動への支援を図る。</p>
実 施 事 業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 組織運営事業 精神保健福祉推進協議会の開催 企画検討部会の開催 ふれあい交流事業の開催</li> <li>2 . 啓発事業 関係機関・団体と連携した啓発活動の推進 心の保健ゼミナールの開催 ふれあい交流事業の開催 セルフヘルプグループの活動支援 ・当事者組織の活動支援 ・家族組織の活動支援</li> </ol>

	<p>精神保健・福祉ボランティア養成、活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアグループの活動支援</li> </ul> <p>啓発・情報提供の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健・福祉に関する情報誌「ほっとTime」の発行</li> <li>・精神保健福祉関係のビデオ・図書の購入及び貸し出し</li> </ul> <p>3. 相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「心の健康相談」の開設</li> <li>「こころの電話相談」の開設</li> </ul>
--	---

経 理 区 分	8. 生活福祉資金貸付事業
基 本 方 針	各種資金の借入れを必要とする世帯に対し、制度利用の相談窓口となり、民生委員との連携のもと、申請内容の調査・確認、償還指導など、当該世帯の自立更生の援助を行う。
実 施 事 業	<p>1. 資金の貸付に関する相談、申請内容の調査・確認、償還指導の実施。</p> <p>大阪府生活福祉資金  大阪府生活福祉資金離職者支援資金  大阪府生活福祉資金小口生活資金  大阪府生活福祉資金長期生活支援資金  要保護世帯向け長期生活支援資金</p>

経 理 区 分	9. 住宅改造助成調査事業
基 本 方 針	重度障害者等の中で、住宅改造助成対象者の日常生活動作の改善や介護者の負担軽減を図るため、身体の状態や家屋の構造などにあわせた住宅改造方法や各種公的制度等の紹介・相談及び助言を行う。
実 施 事 業	<p>1. 住宅改造相談窓口の設置</p> <p>2. 改造前現地調査及び改造完了調査</p> <p>3. 重度障害者等住宅改造助成事業リフォームチームの運営</p> <p>4. 各関係機関との調整及び連携</p> <p>5. 枚方市住宅改造助成事業協力店名簿の作成</p>

経 理 区 分	10．善意銀行事業
基 本 方 針	人の善意を受託し、預託された人の意志を十分に配慮・尊重した上で、援助を必要とする人のために役立てる。
実 施 事 業	<p>1．金銭の出し入れ・払い出し  指定預託受入…払い出し先指定の預託受入  払出…指定先の団体・施設等への払出</p> <p>2．物品の受け入れ・払い出し  車いす、タオル、石けん等物品預託の受入・払出  作業所や施設等の払出先との調整</p> <p>3．福祉用具の「橋渡し」活動  使わなくなった福祉用具を必要とする人に有効活用してもらうため、広報誌を通じ市民へ宣伝・呼びかけを行う。</p>

経 理 区 分	11．共同募金配分金事業
基 本 方 針	地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設等、様々な関係機関・団体の協力を得て、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民参加や理解を得て募金運動を展開する。
実 施 事 業	<p>1．募金運動の実施  赤い羽根共同募金（10月～12月実施）  集めた募金は、府の配分委員会の審議を経て社会福祉施設や団体に配分  地域歳末たすけあい募金の実施（12月実施）  募金は、ボランティア団体や当事者団体等の組織化の援助、地域福祉活動推進のための事業に配分</p> <p>2．各種事業への助成  ボランティア団体への公募助成  高齢者・障害者（児）・福祉団体、保育所等への助成  校区福祉委員会活動支援助成</p> <p>3．広報活動の実施  募金運動の周知・広報活動を積極的に推進する。  また、事業の透明性の確保を図るため、インターネットを活用し、住民に配分内容を開示する。</p>

経理区分	12．居宅介護等事業
基本方針	<p>要介護状態にある高齢者及び障害のある人等の意思及び人格を尊重し、介護保険法に基づく、訪問介護（生活援助、身体介護）また、障害者自立支援法に基づく居宅介護（家事援助、身体介護） 重度訪問介護を行う。</p> <p>高齢者及び障害のある人等が、地域で自立した日常生活を営むことができるようニーズに沿った支援を提供し、在宅生活における福祉の向上を図る。</p>
実施事業	<p>利用対象者：身体障害児者・知的障害児者・精神障害者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1．生活全般に係わる相談・助言（障害者対象事業）</li> <li>2．居宅介護事業（家事援助・身体介護）</li> <li>3．重度訪問介護（身体障害者を対象に家事援助、身体介護及び日常生活に生じる様々な介護）</li> <li>4．高齢者居宅介護（訪問介護）事業（生活援助・身体介護）</li> <li>5．居宅介護支援事業</li> </ol>

経理区分	13．移動支援事業
基本方針	<p>障害のある人等の意思及び人格を尊重し、障害者自立支援法の地域生活支援事業による移動支援事業を行う。</p> <p>障害のある人等が、地域で豊かに暮らせるようニーズに沿った外出支援を提供し、在宅生活における福祉の向上を図る。</p>
実施事業	<p>利用対象者：知的障害児者・身体障害児者・精神障害者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1．外出に係わる相談、助言</li> <li>2．外出支援 *余暇活動支援 *施設送迎・作業所送迎等</li> </ol>

経理区分	14．総合福祉センター管理運営事業
基本方針	<p>高齢者福祉部門と市民福祉部門を併せ持った総合福祉施設の機能を活かし、福祉意識の高揚を目的として世代間の交流事業の実施や高齢者の生きがいと健康増進を目的として各種事業を実施する。</p> <p>また、自主活動のための施設利用の促進や住民各層、各種団体の交流を促進することを目的に各種事業を実施する。</p>

<p style="text-align: center;">実 施 事 業</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 老人福祉センター事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>貸室の提供</li> <li>生活及び健康に関する相談の実施</li> <li>生活及び就労のための支援（相談）の実施</li> <li>機能回復訓練（健康体操）の実施</li> <li>教養講座の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ) 趣味の講座</li> <li>2 ) 健康講座</li> </ol> </li> <li>浴場の提供</li> <li>老人クラブに対する援助等</li> <li>世代間交流の取り組み</li> <li>世代間交流活動として、当センターで活動中の各同好会のメンバーと子どもたち（親子）との交流を図る場の提供</li> <li>同好会活動の活性化支援</li> </ul> </li> <li>2 . 市民センター事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>貸室の提供</li> <li>市民講座の実施</li> <li>茶道体験講座の実施</li> </ul> </li> <li>3 . 老人作業所事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>貸室の提供</li> <li>趣味の講座の開催</li> </ul> </li> <li>4 . 啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>機関誌（ふれあいステーション・センターだより）の発行</li> <li>パンフレット等の配布</li> </ul> </li> <li>5 . バスの運行 <ul style="list-style-type: none"> <li>送迎バス（定期バス・巡回バス）運行の管理</li> <li>福祉バス（リフト付き）運行の管理</li> </ul> </li> <li>6 . 運営委員会の開催</li> </ol>
--	---

<p style="text-align: center;">経 理 区 分</p>	<p style="text-align: center;">1 5 . 知的障害者施設管理運営事業</p>
<p style="text-align: center;">基 本 方 針</p>	<p>「完全参加と平等」の基本理念に基づき、障害の有無を問わず、人は生まれながら平等であること。また、社会経済生活上差別されない権利を有することを施設の取り組みを通して、広く市民に啓発する。</p> <p>知的障害のある人たちの意思及び人格を尊重し、社会自立を推進するため日中活動を通して一人ひとりのニーズに応じた支援を計画的・継続的に行う。</p>

	<p>障害のある人が価値ある市民生活や諸活動を営むことができるように関係機関や地域との連携を図るとともに、地域環境の整備に努める。</p>
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談、助言</li> <li>2. 日中活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>作業支援</li> <li>生活支援</li> <li>余暇支援（フライデーサークル・文化活動等）</li> <li>地域との交流（くすの木まつり・運営懇談会の開催等）</li> </ul> </li> <li>3. レクリエーション行事の実施（一泊旅行・外出活動等）</li> <li>4. 健康管理に関する支援（健康相談・歯科通院支援等）</li> <li>5. 施設通所送迎車の運行</li> <li>6. その他必要な支援</li> </ol>

経理区分	16. 共同生活援助・介護事業
基本方針	<p>利用者が地域でより豊かに生活できるよう3か所のケアホームの円滑な運営を目指し、利用者個々の意思を尊重した支援をする。また関係機関との連携やガイドヘルパー・ボランティア等の利用等生活全般について支援を行う。</p> <p>市内のグループホーム・ケアホームとの連携や研修として、世話人研修会の開催や担当者会議を実施して世話人及び職員の質の向上を図る。</p>
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. れいんぼう（ひまわりを含む）の運営</li> <li>2. 憩い苑ホームの運営</li> <li>3. たんぼぼの運営</li> </ol>

経理区分	17. 障害者活動支援事業
基本方針	<p>障害のある人の自主的な本人活動・余暇活動を推進するため、各種事業を実施し、障害のある人の自立と社会参加を支援する。</p>
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. レクリエーション行事の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいスポーツ交流会</li> <li>ジョイフルクリスマス会</li> </ul> </li> </ol>

経 理 区 分	18．障害児等療育支援事業
基 本 方 針	<p>障害のある人及びその家族等の生活を支援することを目的として相談事業等を行い、地域のサービス等をうまく利用しながらニーズに合わせた支援を進めていく。</p> <p>また、サービス調整会議等を積極的に開催し、関係機関との連携を密にして対応する。</p>
実 施 事 業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．在宅障害児訪問支援事業</li> <li>2．障害児外来相談支援事業</li> <li>3．施設支援指導事業</li> </ol>

経 理 区 分	19．父子家庭日常生活支援事業
基 本 方 針	<p>父親が就労等により不在のため、日常生活を円滑に営むことに支障がある父子家庭に対し、父子家庭生活支援員を派遣し、日常生活の支援を行うことにより、父子家庭の自立を促進する。</p>
実 施 事 業	<p>父子家庭生活支援員を父子家庭に派遣し、次の援助を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1．児童の保育</li> <li>2．食事の世話</li> <li>3．住居の掃除</li> <li>4．身の回りの世話</li> <li>5．生活必需品の買い物</li> <li>6．医療機関との連絡</li> </ol>

経 理 区 分	20．地域包括支援センター事業
基 本 方 針	<p>平成21年度より地域生活圏域が13区分になり、地域包括支援センターが6か所増設された。社会福祉協議会は、第1圏域（樟葉校区・樟葉南校区・樟葉北校区周辺）と第2圏域（牧野校区・樟葉西校区周辺）を枚方市より受託運営する。第1・2圏域が連携しながら、増加する介護予防支援事業（予防プラン・特定高齢者事業・一般高齢者施策）に対応するため、職員配置を整備し、地域住民の保健福祉の向上と地域生活の安定に</p>

	<p>向けた包括的な支援を充実する。 特に高齢者支援ネットワーク（地域懇談会）を活用したフォーマル・インフォーマルの支え合いシステムを積極的に進めていく。</p>
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．介護予防の推進 要支援・要介護の認定者以外の被保険者も視野に入れた介護予防マネジメントの実施・支援</li> <li>2．総合相談・支援 地域の高齢者の実態把握、被保険者・家族の相談支援</li> <li>3．権利擁護の推進 成年後見制度利用支援、認知症高齢者のネットワーク形成支援</li> <li>4．高齢者虐待防止の推進 高齢者に対する虐待防止・早期発見のためのネットワーク形成</li> <li>5．地域ケア支援 支援困難事例等への指導・助言・介入、アセスメント支援の実施、元気高齢者のためのネットワーク形成と活動支援 元気高齢者のためのネットワーク形成と活動支援</li> <li>6．介護予防普及啓発事業 ハートフルタイム・ヘルスフルタイムを楠葉生涯学習市民センター及び地域集会所等でも実施する</li> <li>7．地域活動支援事業 地域活動等の支援として様々な教室（介護予防教室、高齢者の権利を守る教室、認知症サポーター養成講座）の開催</li> <li>8．地域懇談会、事業所懇談会などを計画的に行う</li> <li>6．その他 地域生活支援に必要な取り組み</li> </ol>

経理区分	21．コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業
基本方針	<p>地域における高齢者・障害者・ひとり親家庭など、援護を必要とする人を支援するため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域の要援護者等の福祉の向上や自立生活の支援のための基盤づくりを行う。CSWの配置は今年度から、校区福祉委員会活動エリア（4 エリア）の担当ワーカーが各エリアのCSWを兼務し、市全域での事業展開を行う。</p> <p>また、コミュニティ協議会、校区福祉委員会、民生委員児童</p>

	委員等との連携により、ニーズ把握を進め、地域で効果的なソーシャルワークを実現するとともに、地域のボランティア活動を推進する。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域福祉の計画的推進への支援 地域福祉計画・地域福祉活動計画への支援、活動を通じて得た情報提供等を行う。</li> <li>2. 地域住民活動のコーディネート、企画・立案機能の強化等</li> <li>3. セーフティネット体制づくり 小地域ネットワーク活動や関係機関、各種団体等で構成されるネットワークを活用し、要援護者に対する見守りや発見、相談から適切なサービスへの「つなぎ」が機能するシステムづくりを行う。</li> <li>4. 要援護者等に対する見守り・相談 要援護者及び家族等の実態把握、見守り・声かけ、相談等を行いながら福祉支援ニーズの評価を行う 各種相談（訪問・電話・面接相談）の実施 要援護者等の支援サービスの存在、利用方法等に関する地域住民への情報提供、啓発 福祉サービスの利用申請に関する支援 校区福祉委員会、民生委員・児童委員、当事者団体との連携 関係機関・施設等との連携</li> <li>5. 市町村への情報提供 地域福祉計画推進に係る情報提供</li> <li>6. コミュニティ協議会、校区福祉委員会等の地域活動に対し、地域ボランティアの人材発掘、育成等の支援を行う。</li> </ol>

経理区分	22. 地域活動支援センター事業
基本方針	<p>障害のある人の創作活動・余暇活動や生産活動又はサロン活動、自主的グループの支援を行い、自立と社会参加を支援する。</p> <p>また社会との交流や関係機関の連携・ボランティアの育成等を行い、障害のある人の地域生活を支援する。</p>
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談支援事業</li> <li>2. 日中活動支援 創作活動 生産活動 サロン活動</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 . 本人活動支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>サークル活動</li> <li>カルチャー活動</li> <li>当事者の集い</li> <li>学習会</li> </ul> </li> <li>4 . 医療・福祉および地域との連携</li> <li>5 . ボランティアの育成</li> <li>6 . 障害に対する理解促進を図るための普及啓発活動</li> </ul>
--	---

経 理 区 分	1 . 総合福祉会館管理運営事業
基 本 方 針	市民の福祉活動の拠点である総合福祉会館において、高齢者や障害者をはじめ、市民が日常生活を行う上で必要な福祉に関する情報提供や各種相談に対応するとともに、啓発活動の充実・強化に努める。
実 施 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 . 総合福祉会館の管理・運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>快適な利用のための環境整備</li> <li>福祉図書コーナーの運営</li> <li>関係機関との連絡調整</li> </ul> </li> <li>2 . 各種事業の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>総合福祉相談の実施</li> <li>ラポールふくしフェスティバルの開催</li> <li>ラポール福祉講座・市民講座の開催</li> <li>水泳教室の開催</li> </ul> </li> </ul>